

「食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクトのうち食料安全保障強化に資する新品種開発」書類及び面接審査基準

【審査ポイント】

審査項目	審査の視点	審査基準
1. 研究内容の新規性・優位性	<p>○新規性 現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、新規性が認められるか。</p> <p>○優位性 技術水準が高く類似する研究成果がすでに存在する場合、既存技術と比べて技術的優位性を持つ研究であるか。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
2. 研究開発目標や研究計画方針の整合性	<p>○公募分野との整合性 該当する公募分野に示した具体的研究内容と十分整合しているか。</p> <p>○農業政策との整合性 農業政策上の重要課題の解決に効果的につながる取組内容となっているか。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
3. 研究開発目標の明確性・達成可能性	<p>○課題設定の明確性 目標達成に向けた課題設定が適切かつ明確であるか。</p> <p>○達成可能性 研究終了時まで目標の達成が可能か。</p>	<p>A：高い B：やや高い C：標準的である D：やや低い E：低い</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
4. 技術の普及可能性	<p>研究成果の実用化・事業化、普及に向けた戦略は明確であり、その実現（実施許諾）は可能か。</p>	<p>A：高い（5年以内に3件以上） B：やや高い（5年以内に2件以上） C：標準的である（5年以内に1件以上） D：やや低い（5年以降に許諾） E：低い（5年以降も許諾不可）</p> <p>の5段階で評価を行う</p>
5. 研究計画及び研究開発経費の妥当性	<p>○研究計画 年度ごとの研究計画及び目標等は具体的で実現可能か。 各研究項目の研究実施期間が適切であり、項目間のつながりが明確であるか。</p> <p>○研究開発経費 費用対効果の面から研究コストが適切な水準であるか。また、予算配分が効率的であり、人件費、設備備品費及び外注費等で不要な経費が計上されていないか。</p>	<p>A：妥当 B：概ね妥当 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：妥当でない</p> <p>の5段階で評価を行う</p>

6. 研究実施体制	<p>○役割分担 社会実装に向けた参画機関数や連携が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われているか。</p> <p>○研究実施能力 技術開発を行う研究総括者や参画研究者のこれまでの業績や設備の保有状況等から見て、確実に研究遂行能力があると認められるか。</p> <p>○現場への普及 開発技術の活用が想定される現場の普及組織 (行政機関やJA等)が参画し、現場普及に向けた適切な連携体制が築かれているか。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない の5段階で評価を行う</p>
7. 情報管理実施体制	<p>本事業に係る保護すべき情報を適正に管理する体制を有しているか。</p>	<p>A：適切 B：概ね適切 C：一部見直しが必要 D：見直しが必要 E：適切でない の5段階で評価を行う</p>

(注1) 「2. 研究開発目標や研究計画方針の整合性」、「3. 研究開発目標の明確性・達成可能性」、「4. 技術の普及可能性」及び「5. 研究計画及び研究開発経費の妥当性」については、Aは10点、Bは7点、Cは5点、Dは2点、Eは0点とし、その他の審査項目については、Aは5点、Bは4点、Cは3点、Dは2点、Eは0点とし、55点満点で評価点を算出する。

(注2) 審査点数が満点の5割未満の点数の応募課題は採択しない。

【加算ポイント】

加算の視点	基準
<p>環境負荷低減事業活動の促進等</p> <p>コンソーシアムを構成する研究実施機関に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、以下「みどり法」という。）に基づき、以下の計画の認定を受けている又は申請中の者が含まれている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又はみどり法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ・みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 	<p>該当する場合は、5点を加算する。 ただし、複数の分野に該当しても、重複加算は行わない。</p>